

改訂後（新）	改訂前（旧）
<p style="text-align: center;">汚染土壌の運搬に関するガイドライン （改訂第2．1版）</p> <p>（P 1 8） 13)自動車等の使用者の氏名又は名称及び連絡先（規則第62条第4号） 自動車等で搬出された汚染土壌の運搬を行う自動車等の使用者（運搬受託者及び運搬請負者）の氏名又は名称、住所、電話番号を記載する。<u>また、別添として、搬出汚染土壌を運搬する自動車等を一覧表にし、その車体の形状、飛散等を防止する構造等を記載する。</u></p> <p>（P 2 3） （4）自動車等の構造を記した書類（規則第61条第2項第4号） 汚染土壌の運搬に使用する自動車等の種類ごとに構造を記した書類や写真を2.1.1(3)5ア.に示した段階ごとに添付する。 自動車等の構造については、運搬の過程において汚染土壌の飛散等を防止できる構造であることが確認できるものであること。 3.3に記載しているように、運搬容器等により飛散等について対応する場合も考えられるが、水銀及びその化合物を除く第二種特定有害物質を含む汚染土壌などの場合には、自動車等に直接汚染土壌を積載することが考えられ、例えば自動車の場合、自動車の荷台から汚染土壌が流出しない構造であることなどが確認できることが必要である。 例えば自動車の場合、車検証に記載されている「車体の形状（ダンプ、コンテナ専用車など）」を記載するとともに、飛散を防止する構造（防じんカバーの使用及びその材質など）について、一覧表（表2.1.1 3参照）にして添付することによい。</p> <p>（P 3 9） （3）自動車等の構造を記した書類（規則第64条第2項第3号） 汚染土壌の運搬に使用する自動車等の種類ごとに構造を記した書類や写真を2.3.1(3)9ア.に示した段階ごとに添付する。 ここで自動車等の構造については、運搬の過程において</p>	<p style="text-align: center;">汚染土壌の運搬に関するガイドライン （改訂第2版追補）</p> <p>（P 1 8） 13)自動車等の使用者の氏名又は名称及び連絡先（規則第62条第4号） 自動車等で搬出された汚染土壌の運搬を行う自動車等の使用者（運搬受託者及び運搬請負者）の氏名又は名称、住所、電話番号を記載する。<u>ここでは、概略を記載すれば良いが、別添として、搬出汚染土壌を運搬する自動車等を一覧表にし、その使用者の氏名、連絡先を記載する。</u> <u>なお運搬に際しては、使用できる可能性がある自動車等について全てを記載しておく方法も考えられる。</u> <u>この場合、一覧表に記載されている自動車等を実際には運搬に使用しない場合にあつては、搬出変更届出書の提出は不要である。</u></p> <p>（P 2 3） （4）自動車等の構造を記した書類（規則第61条第2項第4号） 汚染土壌の運搬に使用する自動車等の種類ごとに構造を記した書類や写真を2.1.1(3)5ア.に示した段階ごとに添付する。 自動車等の構造については、運搬の過程において汚染土壌の飛散等を防止できる構造であることが確認できるものであること。 3.3に記載しているように、運搬容器等により飛散等について対応する場合も考えられるが、水銀及びその化合物を除く第二種特定有害物質を含む汚染土壌などの場合には、自動車等に直接汚染土壌を積載することが考えられ、例えば自動車の場合、自動車の荷台から汚染土壌が流出しない構造であることなどが確認できることが必要である。 例えば自動車の場合、車検証に記載されている「車体の形状（ダンプ、コンテナ専用車など）」、「<u>自動車登録番号又は車両番号</u>」を記載するとともに、飛散を防止する構造（防じんカバーの使用及びその材質など）について、<u>使用する自動車について一覧表（表2.1.1 3参照）にして添付することによい。</u></p> <p>（P 3 9） （3）自動車等の構造を記した書類（規則第64条第2項第3号） 汚染土壌の運搬に使用する自動車等の種類ごとに構造を記した書類や写真を2.3.1(3)9ア.に示した段階ごとに添付する。 ここで自動車等の構造については、運搬の過程において</p>

て汚染土壌の飛散等を防止できる構造であることが確認できるものであれば良い。

ただし、3.3に記載しているように、運搬容器等により飛散等について対応する場合も考えられるが、水銀及びその化合物を除く第二種特定有害物質を含む汚染土壌などの場合には、自動車等に直接汚染土壌を積載することが考えられることから、例えば自動車の場合、自動車の荷台から汚染土壌が流出しない構造であることなどが確認できればよい。

例えば自動車の場合、車検証に記載されている「車体の形状（ダンプ、コンテナ専用車など）」を記載するとともに、飛散を防止する構造（防じんカバーの使用及びその材質など）について、一覧表にして添付することで対応すれば良い。

汚染土壌の飛散等を防止できる構造であることが確認できるものであれば良い。

ただし、3.3に記載しているように、運搬容器等により飛散等について対応する場合も考えられるが、水銀及びその化合物を除く第二種特定有害物質を含む汚染土壌などの場合には、自動車等に直接汚染土壌を積載することが考えられることから、例えば自動車の場合、自動車の荷台から汚染土壌が流出しない構造であることなどが確認できればよい。

例えば自動車の場合、車検証に記載されている「車体の形状（ダンプ、コンテナ専用車など）」、「自動車登録番号又は車両番号」を記載するとともに、飛散を防止する構造（防じんカバーの使用及びその材質など）について、使用する自動車について一覧表にして添付することで対応すれば良い。